配当公告

東京都江東区亀戸二丁目一七番二四号
破産者　財団法人日本奉仕会

右の者に対する東京地方裁判所平成二十年(フ)第二一〇三一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二二、八五〇、五九七、三四六円

一、配当することのできる金額
金四、一四八、四五九円

平成二十四年一月十七日
東京都港区西新橋一丁目五番一二号佐野ビルディング六階財団法人日本奉仕会破産管財人室　破産管財人　内田　実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市青柳町三〇番地、最後の住所函館市栄町一二番一八号
被相続人　亡　星野　公司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十七日
函館市新川町二三番二五号
相続財産管理人　弁護士　和根﨑直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県守谷市百合ケ丘二丁目二七七九番地一〇、最後の住所茨城県牛久市城中町一九六六番地一六　被相続人　亡　田中　秋男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十七日
茨城県龍ケ崎市佐貫町四九三―八セイビⅡビル三階眞鍋・大関法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大関　太朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県筑波郡伊奈町大字城中四〇五番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　大久保善夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十七日
茨城県つくば市東新井二番地一ＫＭＳＳⅡ四〇二号室　井出法律事務所
相続財産管理人　弁護士　井出　晃哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県安中市安中五丁目六六八番地一、最後の住所群馬県安中市安中五丁目二番三八号　被相続人　亡　三澤きみ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十七日
群馬県安中市安中二丁目二番三六号三澤ビル二〇一　相続財産管理人　松岡　将之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県朝霞市朝志ヶ丘一丁目二番、最後の住所埼玉県朝霞市宮戸二丁目四番一〇―五一六号　被相続人　亡　早舩　勝己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十七日
事務所埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目一二番九号浦和シティ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　池田　恵子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳
被相続人　亡　三好伊平次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十七日
さいたま市浦和区仲町四丁目一五番六号
相続財産管理人　山本　友恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳
被相続人　亡　代田　順

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十七日
さいたま市浦和区仲町四丁目一五番六号
相続財産管理人　山本　友恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県白井市根一一〇三番地、最後の住所千葉県白井市清水口一丁目九番三号
被相続人　亡　平川喜代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十七日
事務所千葉市中央区中央三丁目四番八号コーノスビル三階　鈴木牧子法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中溝　明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県君津市中島五二一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　吉田　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十七日
事務所千葉市中央区中央四丁目一〇番一六号　ワイ・アンド・ワイビル五階　宮嶋法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宮嶋　康明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区巣鴨四丁目一七番、最後の住所東京都豊島区巣鴨四丁目一七番五号
被相続人　亡　長尾　尚樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十七日
事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小野寺良文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区西新宿五丁目五五九番地、最後の住所東京都新宿区西新宿五丁目五番二号　被相続人　亡　三浦　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十七日
事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　松田　政行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区神田駿河台二丁目六番地三、最後の住所東京都新宿区高田馬場四丁目二番七―二〇四号　被相続人　亡　岩堀　力

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十七日
事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　松田　政行